

区民評議会の概要

【行政】

区民評議会

【目的】

- 各区の特性に応じた具体的な施策等についての調査審議や課題解決の優先順位について協議を行う区民評議会を各区に設置し、一層の区役所機能強化と区民の行政への積極的な参画による市民力の向上を図り、もって本市における都市内分権を一層推進する。

【役割】

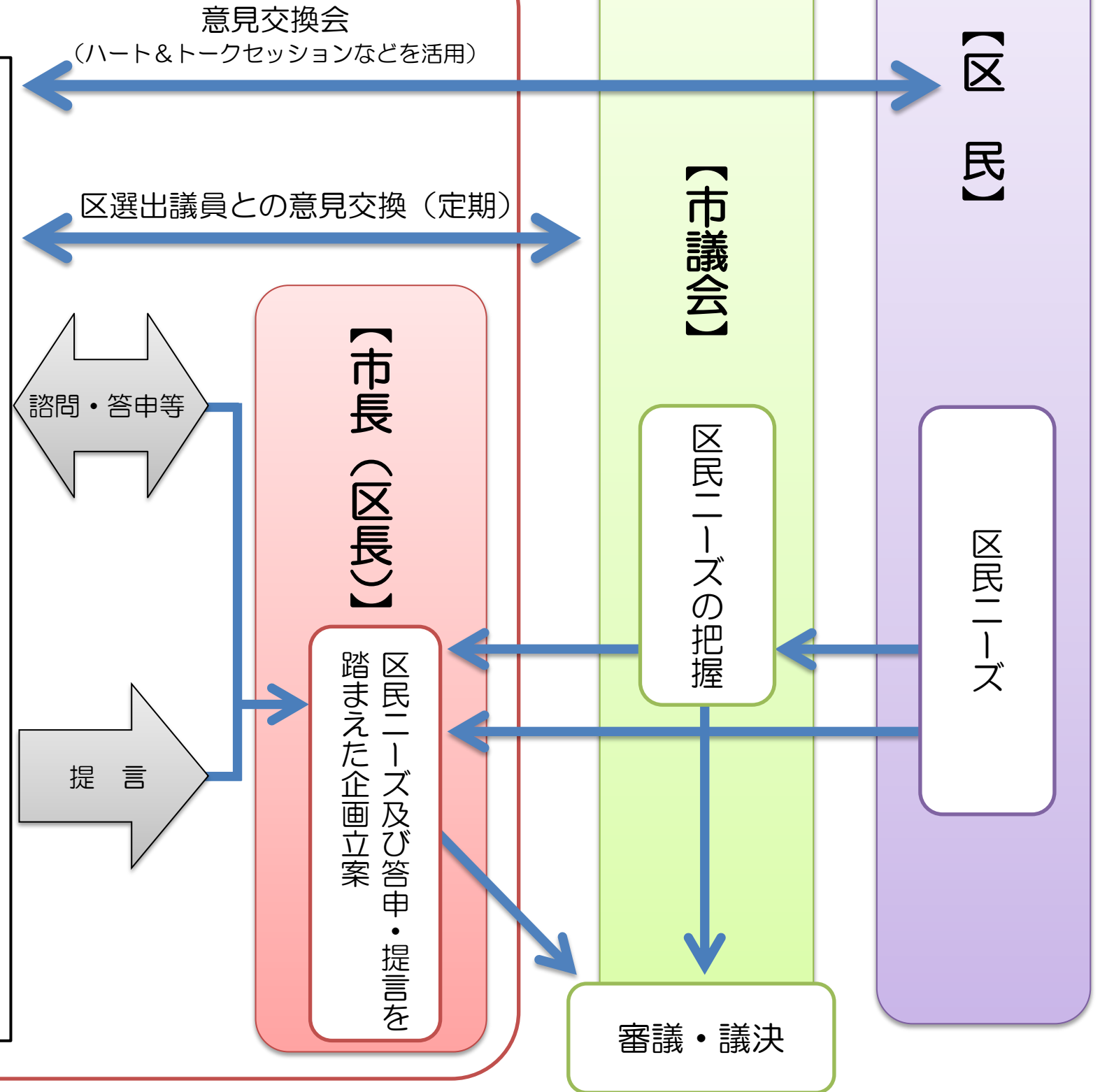
- 区域の課題解決に向けた行政の施策及び事業等について、市長からの諮問に応じ、また、審議会自らが調査審議等を行う。

【具体例】

- 区における施策、事業等に係る総合的な計画の策定及び改定に関する事項
 - ・ マスタープランの各区域の協働のまちづくり方針の改定
 - ・ 区域まちづくりビジョンの策定・改定 など
- 区民の生活に密接な関係のある課題を解決するための施策、事業等の方向性及び方針に関する事項
 - ・ 地域生活に密着した都市基盤の整備に関すること
 - ・ 子育て世代と地域のつながりづくりに関すること など
- 区域内における地域振興に係る補助金の交付の対象となる事業の選定に関する事項
 - ・ 地域まちづくり支援事業の審査に関すること など

【委員構成等】

- 総数 15人以内
- 任期 2年 ただし、再任を妨げない
- 構成 区域内において公益的な活動に従事する者、学識経験者、公募委員など



住民自治の促進・堺の都市内分権の推進